

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年3月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 裁判手続のIT化元年に考えるー今後の倒産手続のIT化についてー

2 | 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度

3 | ライセンサーの倒産とライセンス契約の帰趨

裁判手続のIT化元年に考えるー今後の倒産手続のIT化についてー

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら

1 裁判手続のIT化が始まりました！

伝統的に、日本の法務分野は紙媒体を中心として運用されてきました。それは裁判手続も同様で、訴状や判決文など、裁判手続に関する多くのものは紙媒体が正本として扱われ、原則として関係者が裁判所に出頭して、裁判手続が行われています。

しかし、昨今の急速な情報のデジタル化、IT技術の進歩はご高承のとおりであり、裁判手続を利用する企業や個人のみなさんの利便性の向上のためにも、裁判手続のIT化は避けずは通れない状況にあります。そのような中、2018年、政府は、司法院による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化を目指すことを閣議決定し、同年3月30日、内閣官房に発足した裁判手続等のIT化検討会は「裁判手続のIT化に向けたとりまとめー『3つのe』の実現に向けて」²を公表しました。3つのeとは、訴状や証拠等の提出をオンライン化する「e提出」、オンラインでの訴訟記録の確認、期日管理等を行う「e事件管理」、口頭弁論期日等をオンラインで行う「e法廷」とされています。

その後、裁判手続のIT化の実現に向けた検討が続けられ、2020年2月、第1段階として、特定の裁判所において、WEB会議等を活用した争点整理手続の運用(フェーズ1)が開始されました。今後も、裁判手続の全面IT化の実現に向け、必要な法改正やシステムの構築等も含めた課題の検討が進められるものと思われます。

2 倒産手続のIT化は必要？

倒産手続は、民事訴訟手続の一種であり、裁判手続の全面IT化の中には、当然、倒産手続のIT化も含まれていますが、そもそも倒産手続のIT化はどうして必要なのでしょう。また、IT化によるメリットにはどのようなものがあるのでしょうか。

取引先の破産など、倒産手続に関与されたことがある方はおわかりかもしれませんが、倒産手続では、多数の債権者に対し、倒産手続の開始や債権調査の実施、配当の通知など、多くの通知等が行われるため、その事務負担やコストは時に膨大なものとなります。また、債権者も、債権届出書や債権の存在に関する書類の提出など、文書の提出を求められる場面が多々あり、事務負担やコストの負担を強いられることとなります。そのため、倒産手続のIT化が実現されれば、債権者や破産管財人等の事務負担やコストの削減につながり、弁済原資の確保にも資することが期待されます。実際のところ、2018年11月から12月に法律実務家を対象に行われたアンケートでも、実に85%の法律実務家が倒産手続がIT化されると便利だと回答しています³。

また、大型の倒産事件において、すでに一定のIT化が試行された例もあります。2010年に会社更生手続開始決定を受けた消費者金融の株式会社武富士の事例では、約90万件に上る過払金返還請求権等の債権届出について、オンライン化して債権調査、債権確定等が行われました。もっとも、各種通知や債権届出のIT化は行われておらず、これらは郵送

1: 未来投資戦略2018。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

2: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

3: 本文記載の「中間取りまとめ」4頁参照。

で行われたようであり、その手続負担やコストは相当なものであったと容易に推測されます。

このように、倒産手続のIT化には必要性や大きなメリットが認められるところであり、上述の裁判手続等のIT化検討会のとりまとめでも、「倒産手続については、(中略)民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである。」と言及されていました。

これを受けて、現行法下での倒産手続のプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について具体的に検討するため、事業再生研究機構の研究会として、「倒産手続のIT化研究会」(座長:杉本純子日本大学教授)が発足し、2019年9

月1日、「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」⁴(以下「中間取りまとめ」といいます。)が公表されました。

倒産手続のIT化は、まだ具体的な内容や開始時期は決まっていますが、これまでの議論の状況や今後の課題について、中間取りまとめの内容に沿って簡単にご説明したいと思います。

3 中間取りまとめの内容

ー倒産手続のIT化の方向性

中間取りまとめでは、通常の裁判手続と倒産手続の違いも踏まえ、倒産手続のIT化の内容が「5つのe」として整理されています。

倒産手続のIT化における5つのe

e提出

- ・申立書・報告書・許可申請書等の電子データによる提出
- ・債権者一覧表・財産目録等添付書類の電子データによる提出

e事件管理

- ・事件記録を電子データで保管
- ・随時かつ容易に事件記録の電子データにアクセス
- ・管財人・利害関係人等が倒産手続の進捗状況を確認

e集会

- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者集会のライブ中継
- ・リアルタイムでの議決権行使
- ・債権者集会の録画の事後配信

e届出

- ・オンライン債権届出システムの構築
- ・電子データによる債権届出・認否等の管理
- ・配当通知等の電磁的方法による通知

e情報提供

- ・債権者がアクセス可能なウェブサイトやクラウド上に、管財人等が債権者に提供可能な情報を任意にアップロード
- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者説明会の配信

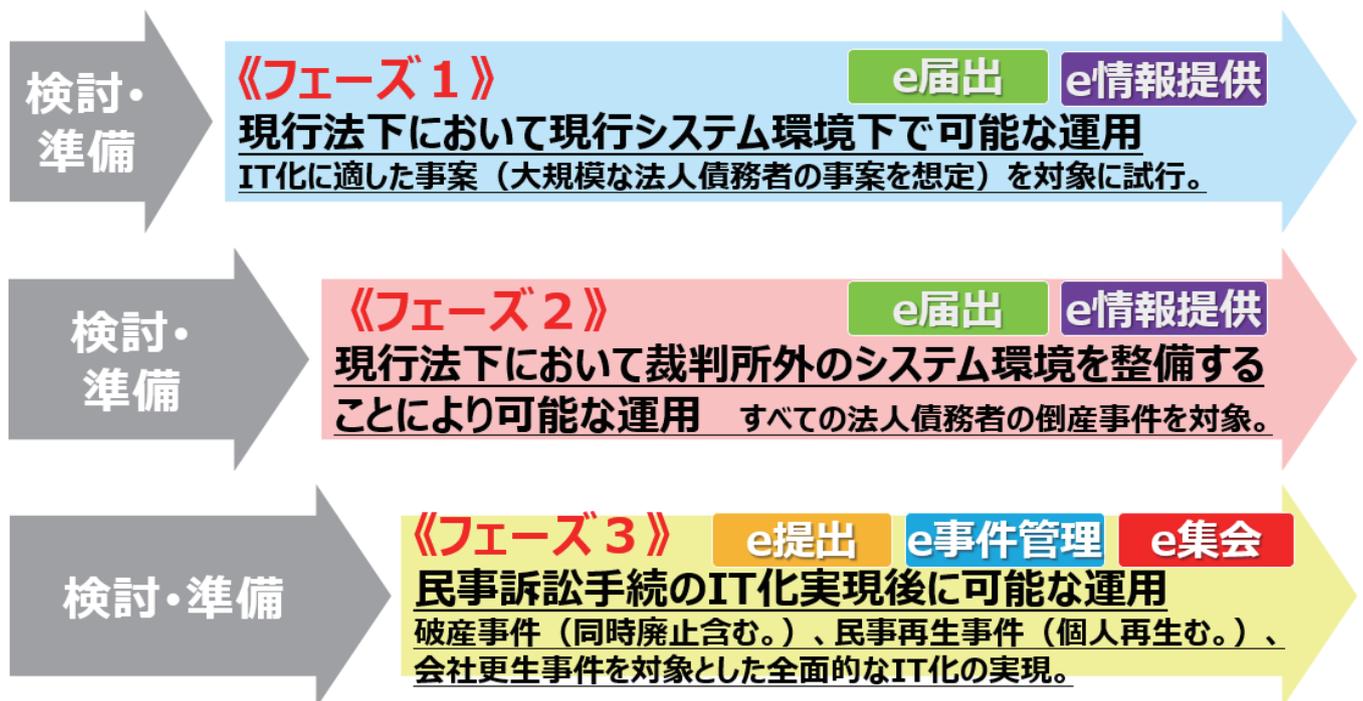
倒産手続特有の制度

(出典：前掲「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」(6頁))

4: https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f

中間とりまとめでは、現行法下でも可能と考えられるIT化の取組をフェーズ1及び2とし、民事訴訟手続のIT化の実現後に運用可能となる範囲をフェーズ3として開始するアプローチが取られています。そして、「e届出」、すなわち債権届出や債権調査、配当通知等のオンライン化と、「e情報提供」、すなわち債務者の財産目録や収支計算書、認否書などの各種

情報のオンラインによる提供について、まずはフェーズ1で、IT化に適した大規模な法人債務者の倒産事件で試行的に導入し、フェーズ2では、フェーズ1で構築されたオンライン債権届出システム等を利用して、全ての法人の債務者の倒産事件に導入していくことが提言されています。



（出典：前掲「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」（5頁））

これらに対して、「e提出」、「e事件管理」、「e集会」については、いずれもフェーズ3として、裁判手続のIT化が実現された後に、そこで構築された裁判所のシステムを利用したり、必要な法改正を行うなどしたうえで実現していくことが提言されており、最終的には、債務者が法人か個人かを問わず、全ての破産事件、民事再生事件、会社更生事件のIT化を実現していくことが提言されています⁵。

4 倒産手続のIT化に向けた課題

本稿では、倒産手続のIT化に向けた議論の状況について、主に中間とりまとめを元にご紹介しましたが、倒産手続のIT化を具体的に実現していくにあたっては、検討しなければならない課題がまだまだあります。

例えば、電子メールによる破産管財人等からの通知を行う場合、なりすましによる危険や電子メールの見落としのリスクにどう対処するかや、原則非公開である債権者集会をウェブ

5: 詳細については、前掲・中間とりまとめ6頁以下を参照。

会議で行う場合の参加者の制限の方法、動画等の流出防止などが上げられます。オンライン債権届出システムの構築・管理・運用費用の負担や、インターネットの利用が困難な関係者への手続保障などが挙げられます。

中間取りまとめも、「限られた時間の中では、倒産手続のIT化によって生じ得るすべての課題や問題点を検討することはかなわなかった。したがって、これら課題や問題点のさらなる

検討ないし倒産手続のIT化実現に向けたプロセスの具体的な着手に向けて、本研究会は引き続き活動を継続していく所存である。」と締めくくられています。我々法律実務家も、倒産手続のIT化が、倒産手続に参加する全ての関係者の方々にとってより使いやすく、信頼されるものとなるよう、これらの課題の検討に取り組んでいきたいと思えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度

岸本 卓也
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら

第1 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響について

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」といいます。)がもたらす各方面への影響が連日様々な媒体によって大々的に取り上げられていますが、企業活動にも大きな影響が及んでいます。東京商工リサーチが日本国内の企業を対象に実施した、新型コロナの企業活動への影響に関するアンケート¹によると、約7割の企業が「すでに影響が出ている」又は「今後影響が出る可能性がある」と回答しています²。

そこで、本稿では、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業への金融支援としてどのような制度があるかを説明いたします。

第2 中小企業者への資金繰り支援制度

経済産業省は、新型コロナの企業活動に対する影響を緩和するために、中小企業者³への支援策を続々と発表しています。以下では、そのうち本稿の脱稿時点(2020年3月6日)における主な資金繰り支援制度の概要を紹介します。

1 セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者の金融機関からの借入債務を信用保証協会が保証する制度で、今回は、2つの保証制度による支援策が打ち出されています。なお、セーフティネット保証制度は、以下のとおり、あくまで保証限度額を別枠化する制度であり、直接的に資金調達が得られる

ものではありません。

(1) セーフティネット保証4号

<対象となる中小企業者>

以下の①及び②を満たす中小企業者が対象となります。

- ① 1年間以上継続して事業を行っていること
- ② 新型コロナの発生に起因して、新型コロナの影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

<内容>

上記要件を満たした者(市区町村において認定を受けることが必要。)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは「別枠」で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

(2) セーフティネット保証5号

<対象となる中小企業者>

以下の①又は②のいずれかに該当する中小企業者が対象となります。

- ① 旅行業、宿泊業、飲食業等の指定業種⁴(以下「指定業種」といいます。)に属する事業を行っており、最近3か月間の

1: https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200220_04.html

2: アンケートの実施期間は2020年2月7日から同月16日までの期間であり、現時点ではより多くの企業活動に影響を及ぼしているものと考えられます。

3: 制度によって「中小企業者」の定義が異なることがありますので、適用対象者については、各制度の担当機関にお問い合わせ下さい。

4: その他の指定業種については、経済産業省・中小企業庁HP(<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)より、ご確認ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。ただし、2020年2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和がされています⁵。

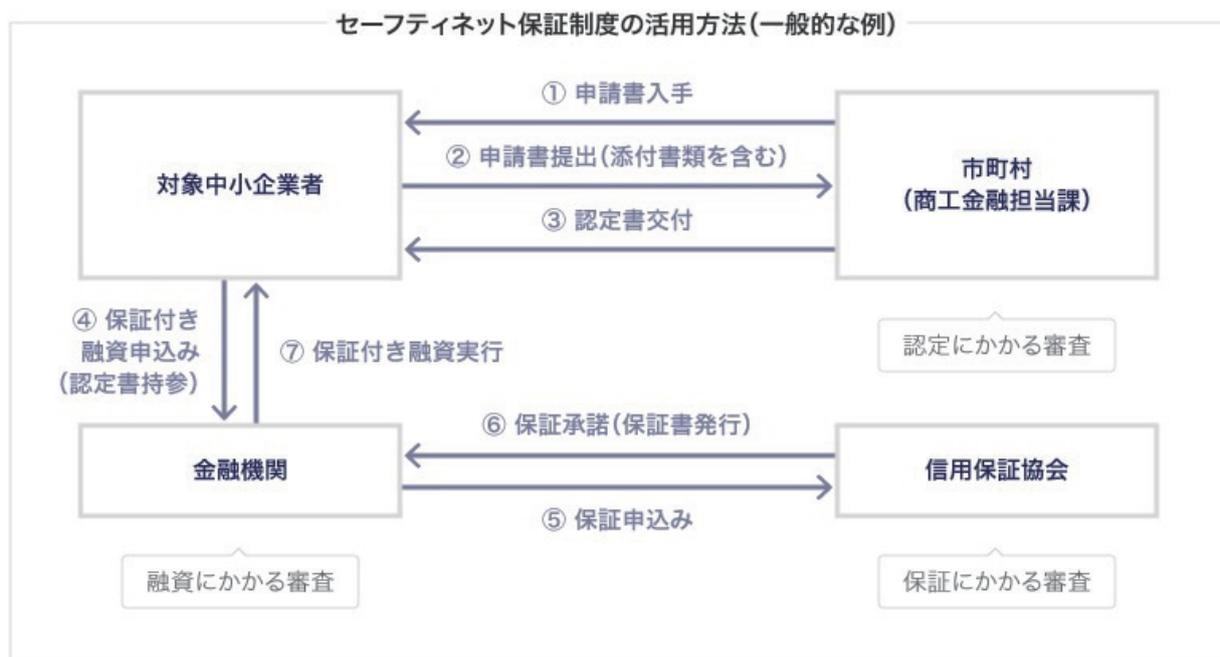
② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

<内容>

上記要件を満たした者(市区町村において認定を受けるこ

とが必要。)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは「別枠」で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の80%を保証します。なお、セーフティネット保証4号及び5号は併用が可能です。併用した場合、4号と5号の保証枠は同一の保証枠として扱われます。

以下は、セーフティネット保証制度の活用方法を図示したものです。なお、以下の図は北海道経済産業局の例であり、市区町村の担当課は、各市区町村で異なる可能性があります。



(出典：北海道経済産業局「セーフティネット保証制度」(<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/safetynet.htm>))

2 セーフティネット貸付制度 (経営環境変化対応資金)

社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上減少等の業況悪化を来しているものの、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業

者の経営基盤の強化を支援する日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「日本公庫等」といいます。)による貸付制度です。

<対象となる中小企業者>

平時は、最近の決算期における売上高が前期又は前々期

5: 2020年2月の売上高実績並びに同年3月及び4月の売上高見込みが前年同期比で5%以上減少している場合でも要件を満たすということです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

に比し5%以上減少している等の要件を満たすことが必要とされますが、2020年2月14日からは、こうした数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる中小企業者も含めて融資対象とする、という要件緩和が実施されています。

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として7億2000万円を限度とし、基準金利を1.11%⁶として融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合15年以内(内、据置期間は3年以内。)、運転資金の場合8年以内(内、据置期間は3年以内。)となります。

3 衛生環境激変対策特別貸付制度

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための日本公庫等による特別貸付制度です。

<対象となる中小企業者>

新型コロナの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店業及び喫茶店業を営む者であって、以下の①及び②を満たす中小企業者が対象となります。

① 最近1か月間の売上が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること

② 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、運転資金として1000万円(旅館業は3000万円。)を限度とし、基準金利を1.91%⁷、貸付期間を7年以内(内、据置期間は2年以内。)として融資を行います。

6:2020年3月2日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。

7:2020年2月3日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。なお、振興計画に基づく事業を実施している場合、基準利率は-0.9%となります。

8:いずれも新型コロナを契機に特別に要件緩和等がされた制度ではありません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 連鎖倒産防止制度について

上記のように、中小企業者への資金繰り支援制度は続々と準備されていますが、新型コロナが原因となって倒産に至る企業が徐々に増加していることは紛れもない事実であり、今後もその数は増加するものと考えられます。そこで、以下では連鎖倒産を防ぐことを目的とした主な制度を紹介いたします⁸。

1 セーフティネット保証1号

<対象となる中小企業者>

以下の①又は②のいずれかに該当する中小企業者が対象となります。なお、セーフティネット保証1号は、民事再生手続開始の申立等を行った債務者企業が、経済産業大臣から「大型倒産事業者」の指定を受ける必要があるため、経済産業省に対して、当該指定に関する要請等を行うことも重要となります。

① 大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有していること

② 大型倒産事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、大型倒産事業者との取引規模が20%以上であること

<内容>

上記要件を満たした者のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

2 セーフティネット貸付制度

(取引企業倒産対応資金)

<対象となる中小企業者>

取引企業が事実上事業の継続が困難となったことにより経

営に困難を来している者の内、上記取引企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する等、一定の要件⁹を満たす中小企業者が対象となります。

<内容>

上記要件を満たした者について、日本政策金融公庫が、運転資金として1億5000万円を限度とし、基準金利を1.11%¹⁰、貸付期間を8年以内(内、据置期間は3年以内。)として融資を行います。

3 経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)

<対象となる中小企業者>

経営セーフティ共済の加入者のうち、取引企業が取引停止処分等(中小企業倒産防止共済法2条2項2号、同法施行規則10条の2第1項各号)に陥った中小企業者が対象となります。

<内容>

経営セーフティ共済の加入者について、独立行政法人中小企業基盤整備が、50万円から8000万円まで(5万円単位)の範囲内で、無利子、無担保、保証人不要で融資を行います。

す。貸付期間は、5000万円未満は5年、5000万円以上6500万円未満は6年、6500万円以上8000万円以下は7年(内、据置期間は6か月。)とされています。

4 市区町村の倒産対応融資制度

各市区町村においても中小企業者に対して融資を行う制度が用意されており、連鎖倒産を防ぐための有効な手段の一つとなっています。具体的な内容は各市区町村によって異なりますので、各市区町村の担当部署にご確認ください。

第4 今後について

以上、新型コロナに立ち向かう中小企業者への主な金融支援制度を紹介しましたが、本稿を執筆中にもこれらの制度に関する情報の更新等が行われており、これらの制度の運用も刻一刻と変化することが予想されます(本稿は2020年3月6日に脱稿。)¹¹。また、今後、今年度予算の予備費を活用した新たな支援制度が発表されることも予想されますので、新型コロナの影響を受ける企業向けの支援策を紹介する経済産業省のHP(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)等を注視していくことも重要となります。

9:その他の要件は、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付に関するHP(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/06_tousanntaisaku_m_t.html)をご覧ください。

10:2020年3月2日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。

11:経済産業省が発行する、新型コロナの影響を受ける企業向けの支援策を整理したパンフレットは、2020年2月28日17時に経済産業省のHP(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)にて公開され、その後、同年3月3日13時、同月4日22時、同月5日14時に更新されています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

ライセンサーの倒産とライセンス契約の帰趨

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



1 はじめに

ライセンス契約は、ご存じのとおり、アパレル、薬事、IT等様々な業界で日常的に締結されています。ライセンサーが、特許等のライセンスをライセンシーに使用許諾する代わりに、一定のロイヤルティをライセンシーがライセンサーに支払うことがライセンス契約の基本ですが、一口にライセンス契約といっても千差万別の内容があるところでは、ライセンス契約締結後、ライセンサーが倒産した場合、ライセンス契約はどのように扱われるのでしょうか。ここではライセンス契約の内容の多様性が影響しますが、以下で、ライセンサーが倒産した場合のライセンス契約の帰趨といくつかの問題点を取り上げたいと思います。

2 日本の倒産法におけるライセンス契約の扱い

(1) 双方未履行双務契約のルールと例外

ライセンス契約は、ライセンスの使用許諾とロイヤルティの支払がお互いに対価的につりあった関係(牽連関係)にある契約といえますが、このような対価的牽連関係にある契約で、倒産手続開始時点で、お互いの債務が履行を完了していない場合(すなわち、ロイヤルティを全て支払いきっておらず、契約関係が継続している場合)には、倒産法制上、「双方未履行双務契約」として扱われます。管財人は、双方未履行双務契約につき、当該契約を解除するか、継続するかの判断権を有しています。これは、破産者等に有利な契約は存続させ、不利な契約は解除する選択権を管財人に与えることで、なるべく財団を増やし、再生会社等であれば、事業の再生につなげるという理念に支えられている制度です(破産法53条1項、民事再生法49条1項、会社更生法61条1項)。

もっとも、この制度には一定の例外があります。その一つ

は、破産者等の相手方が対象となる権利に「登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合」には、管財人は上記の選択権を有さず、一方的に解除したり契約を存続させたりすることはできないという例外です(破産法56条1項、民事再生法51条、会社更生法63条)。典型的には、貸貸人が倒産した場合の賃借人がこの制度で保護されます。賃借人は、賃借権につき対抗要件を備えている場合(例えば、建物賃貸借であれば、建物の引渡しを受けている場合)、管財人からの解除要求に応じる必要はありません。

(2) ライセンス契約と対抗要件

ライセンス契約におけるライセンシーの権利も、上記の例外に該当し得るものです。すなわち、特許権や実用新案権の専用実施権(特許法98条2項、実用新案法18条3項)、商標権の専用使用権(商標法30条4項)及び通常使用権(商標法31条4項)は、登録を受けている限りにおいて、管財人の解除権行使から保護され、ライセンス契約を継続することができます。

また、特許権及び実用新案権については、登録をしなくとも、第三者に通常実施権を対抗できる「当然対抗制度」があるため(特許法99条、実用新案法19条3項)、ライセンシーは、通常実施権を有している限りにおいて管財人に対し、ライセンス契約の継続を主張し得ることとなります。

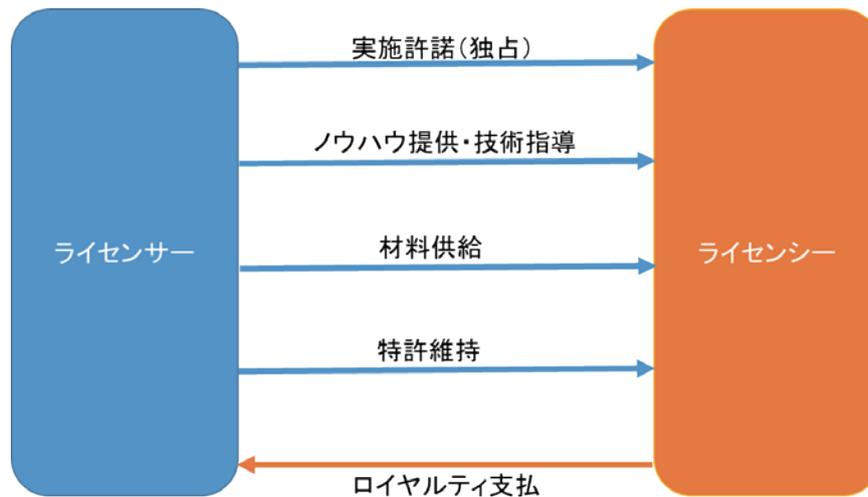
(3) ライセンス契約の一部解除の可能性

では、ライセンシーはロイヤルティを支払い続けることにより、ライセンサーの倒産後もライセンス契約全体を維持し続けることができるのでしょうか。冒頭で申し上げた通り、ライセンス契約の内容は千差万別で、必ずしもライセンスの使用許諾とロイヤルティの支払だけが内容ではありません(むしろ、このような

シンプルな契約の方が稀です。)。例えば、ライセンサーが、ライセンシーに対しノウハウ提供や技術指導を行うこと、材料供給を行うこと、特許等のライセンスを維持する義務を負担すること等が契約に含まれていることも珍しくありませんし、一定のテリトリー内で「独占」ライセンスを付与するような契約もありま

す。そこで、このようなライセンス契約全体が倒産後も全て継続し、管財人が義務を負い続けるとすると、管財人に不可能を強いるものであり、財団の増殖や事業の再生等に重大な支障をきたすのではないかと、との議論が生じます。

【ライセンス契約・イメージ図】



そのため、貴社のライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合には、ライセンス自体はロイヤルティの支払がある限りにおいて継続するけれども、独占性やノウハウ提供・技術指導、材料供給等ライセンサーの他の義務の部分については、それらの部分自体が双方未履行双務契約であり、対抗要件制度で守られるものではない等として解除する、との主張がなされることが想定されます。また、独占ライセンスを取り消すとか、特許維持はライセンシーで行うべきとの主張も実際にまなされるところです。このような管財人の主張がどこまで有効かは未だ議論がまとまっていませんが、現実問題として倒産会社が材料供給等を行うことは困難であるため、倒産裁判所は、少なくとも一定程度は管財人の主張を容れる傾向にあるのではないかと思います。

とはいえ、管財人からこのような主張を受けた場合、貴社としては、上記管財人の見解に未だ確定解釈がないことを前提として、ライセンス契約全体が対抗要件制度で守られるべ

きものであることを主張すべきものと考えます。また、少なくとも、一部が解除される場合には(例えば、材料供給はもうしないといわれた場合)、その分対価であるロイヤルティは減額されるべきとの主張をするべきです。一部解除が生じた場合に、ロイヤルティがどのように減額されるかはこれまた確定した見解のない難しい議論ですので、貴社の立場を法的に整理したうえで、管財人との間でリーズナブルな内容の和解をすることが実務的にはベターであるものと考えます。

(4) ライセンス契約上の倒産リスク回避手段はないか

上記のように、ライセンサーが倒産した場合、ライセンスそのものは継続するという意味合いでライセンシーは一定保護されますが、独占性がはく奪される等のリスクはやはり残るところです。このようなリスクをライセンス契約で回避することはできないでしょうか。

直接には、ライセンサーが倒産した場合であっても契約の

効力に何ら影響はない(管財人は解除等できない)と規定することが考えられますが、残念ながらそのような合意は管財人に対して効力を有さないものと考えられます(逆に、倒産を機にライセンシーは、ライセンス契約を解除できるという条項(いわゆる倒産解除条項)も、日本法の下では無効とされる可能性が高いものと思われまます。)。また、ライセンサーが倒産した場合に、特許権そのものがライセンシーへ移転する等の譲渡担保契約を締結することや、一部前払いしたロイヤルティの返還請求権等を被担保債権として特許権に質権を設定すること等は保全手段としてはあり得るところです。もっとも、特許権を前提とすると譲渡担保権者は特許権者として登録される必要があることや、質権については被担保債権額に応じた登録免許税がかかること、そもそも論として、被担保債権が何かや、条項の有効性にも問題が生じ得ることから、こういった保全手段もまた個別のライセンス契約の内容に応じて、慎重な設計が求められます。

他方、上記(3)のとおり、管財人による一部解除が認められる余地があり、この場合のロイヤルティの金額に紛争が生じ得ることを考慮して、ライセンス契約の締結段階で、どのロイヤルティが何に対する対価なのか(使用許諾、材料供給、ノウハウ提供等)可能な限り明確に規定しておくことは有益ではないかと考えます。

3 ライセンサーが海外法人である場合

以上は、ライセンサーが日本法人であり、日本の倒産法が適用されることを前提に説明したものです。ライセンサーが海外法人である場合、双方未履行双務契約やライセンス契約の倒産法制上の扱いは、各国によって異なり得るところですので、この点にも留意する必要があります。例えば、ドイツ等では、ライセンサーが倒産した場合、議論はあるものの、ライ

センシーが保護されるような明文の規定はありませんので、このような国のライセンサーとの間でライセンス契約を締結した後、ライセンサーが倒産し当該国の倒産法が適用されるとすると、2でみたような保護はそもそも必ずしも受けられないということになります。また、米国倒産法では、管財人はライセンス契約を解除できないものの、他方でライセンシーは、ライセンスの使用許諾以外の材料供給や技術指導等を管財人に求めることができないとされています(365条(n))。

この議論は2よりもさらに高度な議論で、確たる答えがあるものではありませんが、そもそも、双方未履行双務契約につき、①どこの国の倒産法を適用すべきかという議論(倒産開始地法、契約準拠法、法廷地国法等)、②仮に海外の倒産法が適用されるとして、日本と全く異なる結論になるのは公序に反して認められないという議論(UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency 6条、法の適用に関する通則法42条等)があり得るところです。

4 おわりに

以上のとおり、ライセンス契約のライセンサーが倒産した場合には、日本の倒産法制を前提とすると一定のライセンシーの立場は保護されるものの、未だ解決されていない種々の議論があるところではあります。もっとも、解決されていないからこそ、ライセンシーが強く主張し得る点もあると感じます。また、いわゆるオープンイノベーションの活性化により、国内外のベンチャー企業からライセンスを受ける機会が増加していることから、ライセンサー倒産時のシミュレーションは、近時より重要なものとなってきているように感じます。国際的なライセンス契約も含めて多種多様なライセンス契約につき、ライセンサー倒産時の帰趨・合理的な和解処理等について引き続き検討してまいりたいと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】